

## 株式交換に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)



2022 年 8 月 29 日

株式会社岡三証券グループ

2022年8月29日

## 株式交換に関する事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

東京都中央区日本橋一丁目17番6号  
株式会社岡三証券グループ  
取締役社長 新芝 宏之

当社は、2022年10月14日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、岡三ビジネスサービス株式会社(以下「岡三ビジネスサービス」という。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を実施いたします。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換契約の内容(会社法第794条第1項)

別紙1のとおりです。

#### 2. 交換対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)

##### (1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

###### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	岡三ビジネスサービス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る交換比率	1	4,363.20
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：3,054,240株(予定)	

当社は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における岡三ビジネスサービスの株主名簿に記載又は記録された岡三ビジネスサービスの株主(但し、当社を除く。以下「本割当対象普通株主」という。)に対し、岡三ビジネスサービスの普通株式に代わり、その所有する岡三ビジネスサービスの普通株式1株につき、当社の普通株式4,363.20株の割合をもって、割当て交付いたします。当社の普通株式の交付は、当社が保有する自己株式のうち1,900,000株の充当及び株式の新規発行により行う予定です。

また、本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる本割当対象普通株主に対しては、会社法第234条の規定に従い処理いたします。

なお、上記の株式交換比率(以下「本株式交換比率」という。)について、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

###### ② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社及び岡三ビジネスサービスは、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社及び岡三ビジネスサービスから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、TYコンサルティング株式会社(以下「TYC」という。)を選定いたしました。

TYCは、当社については、当社が、株式会社東京証券取引所プライム市場(以下「東証プライム市

場」という。)及び株式会社名古屋証券取引所プレミア市場(以下「名証プレミア市場」という。)に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法(諸条件を勘案し、評価基準日である2022年8月24日、評価基準日から遡る1週間、1ヶ月間の終値を出来高で加重平均した値)を採用して算定を行いました。岡三ビジネスサービスについては、岡三ビジネスサービスが非上場会社であり市場株価が存在しないこと、また、比較可能な上場類似会社が存在しないこと及び当社連結子会社であることに鑑み、資産負債の裏付けという観点から、修正簿価純資産法を採用して算定を行いました。

当社の普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の岡三ビジネスサービスの普通株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率	
当社	岡三ビジネスサービス		
市場株価法	修正簿価純資産法	3,969.46	～ 4,756.93

### ③ 算定の経緯

当社及び岡三ビジネスサービスは、第三者算定機関であるTYCから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案の上、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、2.(1)①に記載の本株式交換比率が妥当であり、各社の株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて、2022年8月25日に開催された当社及び岡三ビジネスサービスの取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

### ④ 算定機関との関係

2.(1)②に記載の第三者算定機関であるTYCは、当社及び岡三ビジネスサービスの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### (2) 交換対価として当社の株式を選択した理由

当社及び岡三ビジネスサービスは、本株式交換の交換対価である当社の普通株式が、東証プライム市場及び名証プレミア市場に上場されており、本株式交換後においても、取引機会が確保されていることから、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる当社の普通株式を選択することが適切であると判断いたしました。

#### (3) 株式交換完全子会社の株主を害さないように留意した事項

当社及び岡三ビジネスサービスは、当社が、既に岡三ビジネスサービスの発行済株式数の65.00%(小数点以下第3位を四捨五入)を所有する親会社であることから、本株式交換の公正性及び岡三ビジネスサービスの株主(但し、当社を除く。)の利益を害さないように留意いたしました。

株式交換比率算定の前提となる両社の株式価値の評価については、両社から独立した第三者算定機関であるTYCによる「株式交換比率試算検討報告書」を参考に、岡三ビジネスサービスについては、2023年3月期第1四半期の財務諸表をもとに、修正簿価純資産法により算定いたしました。また、当社につきましても、市場株価法(諸条件を勘案し、評価基準日である2022年8月24日、評価基準日から遡る1週間、1ヶ月間の終値を出来高で加重平均した値)により算定し客観性を持たせております。

#### (4) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に定める額といたします。かかる取扱いについては、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

### 3. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号)

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 株式交換完全親会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることができる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

6. 株式交換契約書等備置開始後、効力発生日までに会社法施行規則第 193 条第 1 号から第 5 号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 193 条第 6 号）

変更が生じたときは、適宜、本書類に添付保管することといたします。

以上

【別紙 1】 株式交換契約書

【別紙 2】 岡三ビジネスサービスの最終事業年度に係る計算書類等

## 株式交換契約書

株式会社岡三証券グループ（以下「甲」という。）及び岡三ビジネスサービス株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の株式交換（以下「本株式交換」という。）に関し、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（本株式交換の形式）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換を行う。

### 第 2 条（当事会社の商号及び住所）

株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、次のとおりである。

#### (1) 株式交換完全親会社（甲）

商号：株式会社岡三証券グループ

住所：東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号

#### (2) 株式交換完全子会社（乙）

商号：岡三ビジネスサービス株式会社

住所：東京都中央区日本橋本町四丁目 11 番 5 号

### 第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割り当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象普通株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 4,363.20 株を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の交付の方法としては、甲は、本株式交換に際して、本割当対象普通株主に対し、その有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 4,363.20 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項に従い本割当対象普通株主に対して甲が割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条の規定に従い処理する。

### 第 4 条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

#### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年10月14日とする。但し、本株式交換の手續上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第6条（株式交換承認総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

#### 第7条（自己株式の消却）

乙は、基準時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時をもって消却する。

#### 第8条（剰余金の配当の制限）

乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、乙の株主に対していかなる剰余金の配当も行わない。

#### 第9条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理するものとし、各々の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第10条（株式交換費用）

本株式交換に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

#### 第11条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、本株式交換に関して、甲又は乙の取締役又は監査役が善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断する場合その他本契約に従った本株式交換の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明した

場合、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

2. 前項のほか、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が発生した場合、若しくは隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙は、速やかに誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲若しくは乙の株主総会の決議による承認を得られなかった場合、前条に従い本契約が解除された場合、又は法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の目的及び趣旨に従って、甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年8月25日

(甲) 東京都中央区日本橋一丁目17番6号  
株式会社岡三証券グループ

取締役社長 新芝 宏之



(乙) 東京都中央区日本橋本町四丁目11番5号  
岡三ビジネスサービス株式会社

取締役社長 洩上 貴広







# 第27期 事業報告

〔 自 2021年 4月 1日 〕  
〔 至 2022年 3月 31日 〕

岡三ビジネスサービス株式会社

(注) 本計算書類は、表示単位未満の端数は、切り捨てております。

# 第27期 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## I. 会社に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当社は岡三証券グループのサポートビジネス部門にあり、事務代行業では岡三証券株式会社および岡三証券グループ各社のバックオフィス業務、人材サービス事業では派遣やキャリア層の紹介など、総合事務サービス会社として事業を展開しております。

このような状況のなかで、事務代行部門では、岡三証券グループ中期経営計画を推進するため、受託業務を通じ岡三証券ならびに岡三証券グループ各社からのキャッシュアウトの抑制、業務効率化およびコスト削減に寄与しました。人材事業部門では、岡三証券における事務職の募集停止が継続された影響により、派遣料は前年比変わらずとなりましたが、人材ビジネス経験者を2名採用し、岡三証券株式会社ならびに一般事業会社への人材紹介を拡大したため、紹介手数料については大幅な増収となりました。

このような背景のもとに営業収益は、事務受託料収入が9億0百万円（前期比92.7%）、派遣・職業紹介事業収入等が43百万円（同260.4%）、合計9億44百万円（同95.6%）となりました。一方、営業費用は、8億71百万円（同104.1%）となり、営業利益は72百万円（同48.2%）となりました。

以上の結果、経常利益は93百万円（同55.5%）となり、法人税等控除後の当期純利益は64百万円（同58.1%）となりました。

当社におきましては、引き続き岡三証券グループ各社の業務効率化に貢献するとともに、高品質なサービスの提供を図ることで、信頼される総合事務サービス会社を目指してまいります。

一方で、人的資源の有効活用、受託業務の効率化・省力化等によりコスト削減を一層推進し、健全な経営基盤の確立を図る所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 2. 設備投資等の状況

当年度中に実施した設備投資等の総額は7,911千円となりました。これは主にレイアウト変更に伴うパーティション工事および在宅用ノートパソコンの購入によるものであります。

### 3. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 24 期 (2018. 4. 1～ 2019. 3. 31)	第 25 期 (2019. 4. 1～ 2020. 3. 31)	第 26 期 (2020. 4. 1～ 2021. 3. 31)	第 27 期 (2021. 4. 1～ 2022. 3. 31)
営業収益	千円 1,060,834	千円 1,009,460	千円 987,721	千円 944,108
営業費用	千円 850,763	千円 872,111	千円 837,463	千円 871,626
経常利益	千円 227,538	千円 155,840	千円 169,144	千円 93,800
当期純利益	千円 151,423	千円 104,131	千円 110,262	千円 64,099
1株当たり 当期純利益	円 銭 75,711 92	円 銭 52,065 61	円 銭 55,131 00	円 銭 32,049 91
総 資 産	千円 3,321,910	千円 3,392,770	千円 3,527,051	千円 3,535,583
純 資 産	千円 3,171,606	千円 3,248,092	千円 3,376,477	千円 3,410,843

### 4. 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社岡三証券グループで、同社は当社の株式を 660 株（出資比率 33%）保有いたしております。

### 5. 主要な事業内容

#### (1) 事務の受託事業

その主な内容は、次のとおりであります。

- ① コンピュータへのデータ入力業務
- ② コンピュータ入出力に付随する文書、帳票等の照合・整理・保管・発送等の業務
- ③ 有価証券の保管・受渡およびそれに付随する業務
- ④ 印刷製本業務
- ⑤ 財務処理業務
- ⑥ 給与計算および福利厚生に関する業務
- ⑦ 電話交換・配車・経費精算の各業務

#### (2) 人材派遣事業

人材派遣業務は、証券事務および財務処理業務等について、岡三証券グループ各社およびユーザー企業各社に人材を派遣するものであります。

#### (3) 有料職業紹介事業

職業紹介業務は、専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売の職業およびサービスの職業等について、岡三証券グループ各社およびユーザー企業各社に人材を紹介するものであります。

## 6. 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区日本橋本町四丁目 11 番 5 号

## 7. 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	50 名	—	53.2 歳	10 年 05 月
女 性	56 名	1 名増	48.0 歳	10 年 01 月
合 計	106 名	1 名増	50.5 歳	10 年 03 月

## II. 会社の株式に関する事項

- 発行済株式の総数 2,000 株
- 株主数 7 名
- 大株主（当社の発行済株式総数の 10 分の 1 以上の数の株式を有する株主）

株 主 名	持 株 数	持ち株比率%
株 式 会 社 岡 三 証 券 グ ル ー プ	660 株	33.0
岡 三 興 業 株 式 会 社	440 株	22.0
岡三アセットマネジメント株式会社	400 株	20.0
岡 三 証 券 株 式 会 社	200 株	10.0

- その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## III. 会社役員に関する事項

取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況等
淵上 貴広	取締役社長 (代表取締役)	(株)岡三証券グループ常務執行役員 岡三証券(株)常務執行役員
二見 浩之	専務取締役	岡三証券(株)理事
高橋 義和	常務取締役 (総務人事部担当)	岡三興業(株)常務取締役
伊藤 ヨセフ	常務取締役 (証券決済部・事務管理部・帳票管理部担当)	
西村 幹雄	取締役 (グループ人事業務部・人材事業部担当)	
宮永 憲一	取締役	岡三証券(株)人事部長
坂井 竜也	監査役	岡三証券(株)経理部長

(注) 1. 取締役 河井丈彰氏は 2021 年 9 月 30 日付で辞任いたしました。

#### IV. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

当社は、取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備する内部統制基本方針について以下のとおり決議しております。

##### 1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の中から内部管理責任者を指名してその任に当たらせるとともに、各種業務規程やマニュアル等の整備、役職員に対する指導、研修を通じて、コンプライアンスに対する実効性を高めるよう努める。

また、業務運営に関し、上位職位者の指示に違法行為の疑いがある場合または上位職位者、同僚もしくは部下の行為に法令もしくは社内規程違反の疑いがあり、かつ部内等での解決が困難と判断される場合には、総務人事部長に直接通報することができるコンプライアンス・コール制度や総務人事部にセクハラその他相談窓口を設けて活用できるようにする。公益通報者保護に関する制度については、規程やマニュアルを整備して、周知徹底を図る。

役職員が法令および定款または社内規程等に違反した場合には、その状況に応じて規律審査委員会を設置し、当該役職員に対する処分を決定する。処分を実施したときはその旨を取締役に報告する。

内部統制に関する事項を分掌する総務人事部は、当社の業務に関する不正や事故の防止を目的として監査（検査）が行われた場合は、その結果を取締役に報告する。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との一切の取引関係の遮断を徹底するため、必要な社内体制の整備に努める。

不当要求等への対応総括部署は総務人事部とし、グループ会社を含む関係部署および外部専門機関と連携して組織的に対応する。

##### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役および監査役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役および監査役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

##### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程のうち、市場・取引先リスク、事務リスク等の各種リスクの管理等については、統合リスク管理規程に従い、コンピュータシステムの障害や不正使用による損失ならびに当社が有する情報資産の漏洩、紛失、改ざん、破壊等による損失に対する安全対策等については、情報セキュリティ管理規程に従い、当該リスクの管理を行う。

また、自然災害、システム障害、情報漏洩、風評被害、犯罪および事故等の多様なリスクに迅速に対応し、これらの被害を最小のものとするため、危機対策本部を招集して、対応策を検討する。

##### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

岡三証券グループにて策定された中期経営計画の方針に基づき、策定した具体的施策および収支計画の達成に向けて、各部門の業務担当取締役は実施すべき効率的な方法を決定する。取締役会では、毎月その結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに収支計画の見直しを行う。

5. 当社および親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

岡三証券グループの内部監査担当部署による定期監査を受入れるとともに、同社の内部監査担当部署と定期的に情報交換を行う。

また、当社に係る一定の重要事項について、同社取締役会、経営会議または執行役員会議への承認手続きまたは報告を行うものとする。

同社が定期的に主催する全体会議等への出席により、コンプライアンスおよび効率性の観点から課題を把握する。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の監査業務を補助する使用人を1名以上配置する。監査役補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役と協議して行う。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ①著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ②内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③その他コンプライアンス上重要な事項

監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

また、各取締役および重要な使用人からヒアリングの機会を少なくとも年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、岡三証券グループの主催するグループ監査役等会議に出席し、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて監査レベルの向上を図る。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## V. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

当年度における当社の業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行について

毎月1回取締役会を開催し、重要事項の審議・決議や業務執行状況についての報告を行いました。また、同日に業務推進報告会を開催し、各部長から業務の状況や検討事項等の報告を受け、各部における業務推進状況を確認しました。

## 2. 監査役の監査体制について

毎月1回開催される取締役会および業務推進報告会に出席し、業務執行等に関する情報収集に努めたほか、監査法人とのヒアリング（2021年12月10日）にて意見交換を行いました。なお、監査業務を補助する人員を1名配置しております。

## 3. 統合リスク管理委員会の実施

リスク管理体制として、統合リスク管理規程に基づき、2021年7月および2022年2月に統合リスク管理委員会を開催し、内部統制システムの運用状況やリスクの発生状況について確認・検討を行い、その評価結果を取締役に報告しております。

## 4. コンプライアンス研修の実施

社内教育として、個人情報保護研修（2022年2月）を実施したほか、労務管理や組織マネジメントの習得を目的とした階層別eラーニング研修を実施しております。

---

(注)本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。



# 第27期 計 算 書 類

〔 自 2021年 4月 1日 〕  
〔 至 2022年 3月 31日 〕

岡三ビジネスサービス株式会社

(注) 本計算書類は、表示単位未満の端数は、切り捨てております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	2,290,337	<b>流動負債</b>	61,102
現金および預金	2,168,371	社内預り金	1,141
未収収益	94,889	前受金	418
前払費用	27,070	未払金	1,491
その他流動資産	5	未払費用	26,174
<b>固定資産</b>	1,245,246	未払法人税等	1,354
有形固定資産	61,745	未払消費税	7,738
建物	12,771	賞与引当金	22,784
建物付属設備	14,454	<b>固定負債</b>	63,637
器具備品	34,519	退職給付引当金	36,712
無形固定資産	878	資産除去債務	26,924
電話加入権	291	<b>負債合計</b>	124,739
ソフトウェア	587	<b>純資産の部</b>	
投資その他の資産	1,182,622	<b>株主資本</b>	3,427,012
投資有価証券	888,373	資本金	100,000
関係会社株式	142,468	利益剰余金	3,327,012
長期差入保証金	117,732	利益準備金	22,700
繰延税金資産	34,048	その他利益剰余金	3,304,312
		別途積立金	2,000,000
		繰越利益剰余金	1,304,312
		<b>評価・換算差額等</b>	△16,168
		その他有価証券評価差額金	△16,168
<b>資産合計</b>	3,535,583	<b>純資産合計</b>	3,410,843
		<b>負債・純資産合計</b>	3,535,583

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>営 業 収 益</b> 事 務 受 託 料 派 遣 料 紹 介 手 数 料 そ の 他 収 益	900,186 8,612 35,300 9	944,108
<b>営 業 費 用</b> 販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	871,626	871,626
<b>営 業 利 益</b>		72,482
<b>営 業 外 収 益</b> 受 取 利 息 受 取 配 当 金 雑 収 入	8 15,927 5,381	21,317
<b>営 業 外 費 用</b> 固 定 資 産 除 却 損	0	0
<b>経 常 利 益</b>		93,800
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		93,800
法人税、住民税および事業税 法 人 税 等 調 整 額	30,263 △562	29,700
<b>当 期 純 利 益</b>		64,099

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計	評価・換算 差額等	純資産 合 計
	資本金	利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		株主資本 合 計	
		利 益 準備金	その他利益剰余金					
			別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	100,000	21,700	2,000,000	1,251,212	3,272,912	3,372,912	3,565	3,376,477
当期中の変動額								
剰余金の配当				△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000		△ 10,000
利益準備金の積立		1,000		△ 1,000	—	—		—
当期純利益				64,099	64,099	64,099		64,099
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)							△ 19,733	△ 19,733
当期中の変動額合計	—	1,000	—	53,099	54,099	54,099	△ 19,733	34,365
当期末残高	100,000	22,700	2,000,000	1,304,312	3,327,012	3,427,012	△ 16,168	3,410,843

## 個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則（ただし、同規則第98条第2項第1号を適用する。）」（平成18年法務省令第13号）および我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

有形固定資産の主な耐用年数は以下のとおりです。

建物：25年～28年

建物附属設備：15年～18年

器具備品：3年～20年

#### ②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### 3. 引当金の計上基準

#### ①賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見積額の当事業年度負担額を計上しております。

#### ②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の見積額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

### 4. 重要な収益の計上基準

事務受託料は、主に証券業に関するバックオフィス業務の事務受託であり、主として役務提供を実施した時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

[会計方針の変更に関する注記]

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を当事業年度より適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日）等を当事業年度より適用しております。当該会計方針の変更による影響はありません。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	116,456 千円
2. 関係会社に対する債権	11,224 千円
3. 関係会社に対する債務	25 千円
4. 関係会社株式に含まれる親会社株式の帳簿価額	142,468 千円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との営業取引による取引高

営業収益	52,562 千円
営業費用	2,879 千円

2. 関係会社との営業取引以外の取引高

受取配当金	6,907 千円
雑収入	436 千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式	2,000 株
------	---------

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月16日 定時株主総会	普通株式	10,000 千円	5,000 円	2021年 3月31日	2021年 6月17日

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2022年6月21日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	10,000 千円	5,000 円	2022年 3月31日	2022年 6月22日

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報は「〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕 4. 重要な収益の計上基準」に記載のとおりです。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	1,705,421円87銭
1株当たり当期純利益	32,049円91銭

# 監査報告書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿およびこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年5月18日

岡三ビジネスサービス株式会社

監査役 坂井 竜也





